

3-8 各種施設・設備等

1. 立体横断施設には照明施設を連続して設けることとする。ただし、夜間における当該路面の照度が十分に確保される場合においてはこの限りではない。
2. 立体横断施設およびこれに接続する歩道等の部分には、視覚障がい者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障がい者誘導用ブロックを設置するものとする。
3. 階段、傾斜路、エスカレーターの下部和歩道等の路面との間が2.5m以下の歩道等の部分への進入を防ぐため、さくその他これに類する工作物を設ける。

階段部等については、夜間においても、踏み段、こう配部等が認識しやすいように、照明施設を連続して設けることが必要である。

立体横断施設の通路、出入口（昇降口）手前等には視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。（第6章参照）

さらに、傾斜路、階段又はエスカレーター下部の路面から2.5m以下の高さの歩道等の空間は、視覚障がい者等の衝突を避けるため、さく等を設置する必要がある。また、視覚障がい者のこの部分への進入を未然に防止するために必要と認められる場合は、視覚障がい者誘導用ブロックの設置についても検討する。